

平成 29 年 11 月 6 日

仙台市社会福祉審議会老人福祉分科会会長 永井幸夫 様
仙台市介護保険審議会会長 辻一郎 様

介護保険審議会委員 田口 美之

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る資料の修正について（提案）

標記について、下記により修正することが望ましいと考え提案いたしますので、ご検討をお願い致します。

記

1. 修正対象（9 月 26 日会議資料 1-2）

「介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために」中の 6「介護サービス基盤の整備」の項

2. 修正提案

6 介護サービス基盤の整備

(1) 介護サービス基盤の整備の中 3 行目

「施設の地域バランスや開所時期を考慮した整備手法についても検討」

◇この項での施設は地域密着型に限定すべき

特養は広域型施設であり、用地確保が宮城野区・若林区では他区に比較して困難、用地調達経費の縮減も重要であり、地域バランス確保は困難なである

◇仮に特養にも地域バランス適用するとすれば、予め公募要件に位置づける必要がある。

「介護サービス基盤の目標」

①提案修正の趣旨

◇手続き上の問題

利用者アンケートは特養のみ⇒①から⑤の施設についてニーズ調査及び空き室調査を実施すべき

◇特養のニーズ調査の問題

◆すぐに入所したい方（入所意欲の高い層）20%

◆順番が着たら入所したい方（入所意欲 2 番目に高い層） 20%

⇒この 2 階層を基準に整備量算出すべき

◇第 6 期計画期間での特定施設の位置づけ

特養の代替機能果たすことから、特養を 60 床減じ、特定を 60 床増としており、第 7 期でも同様な論理で修正する余地があると考え。ただし、看取りの拡大等昨今の状況では、グループホーム・小規模多機能・サ高住も特養の代替機能を担っている現実を勘案すると、特養の整備量を相当数縮減すべきと考える。

◇特養の入所要件の厳格化（要介護 3 以上）

実質的待機者の減少要因としては、入所要件の厳格化、重度化による入所期間の短縮である⇒特養の待機期間が短縮されると中間的な位置づけのグループホーム・特定施設等の待機者が減少することになる。

◇高齢者福祉団体事務局長として、内海グループホーム会長・植野介護ネット会長のヒアリング結果では、それぞれ整備量を増加させないで頂きたい旨の事です。

◇特養は補助金を投入するので、市財政の影響も勘案し整備量を絞るべきでは

②修正提案

他施設での入居意欲調査・空き室調査も考慮し、最終的な整備量を決めるべきと考える⇒中間纏めは今回のみでなく追加の日程を確保すべきと考える。

◆①特養：850 人（前倒し 180 人含む）⇒500 人程度（前倒し 180 人含む）

仙台市実施のアンケート調査では約 300 床（前倒し 180 床含む）と推計されるが、第 7 期では他施設の整備量が大きく減少していることも勘案し、特養の整備量は前倒し分を含めて 500 床程度が妥当と考える。

◆④小規模多機能：12 事業所⇒24 事業所程度

◆②・③・⑤：事務局案どおり